

令和3年度 別海町会計年度任用職員採用試験のご案内

■採用職種、採用予定人数、勤務先、受験資格

| | 職 種 | 採用予定人数 | 勤 務 先 |
|---|----------------|--------|-------------|
| 1 | 事 務 員 (フルタイム) | 8名程度 | 町長部局・委員会等 |
| 2 | 調 理 員 (パートタイム) | 1名 | 別海町学校給食センター |

※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1)禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの方
- (2)別海町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した方

※勤務時間が正職員と同様の場合はフルタイム、正職員より短い場合はパートタイムとなります。

※採用職種別での併願はご遠慮ください。

■試験日等

| | 職 種 | 試験日 | 試験開始時間 |
|---|----------------|----------|--------|
| 1 | 事 務 員 (フルタイム) | 1月21日(木) | 午前9時 |
| 2 | 調 理 員 (パートタイム) | 2月5日(金) | 午後2時 |

■試験内容 面接試験

■試験会場 別海町役場

■受付期限
 1 事務員 令和3年1月15日(金)
 2 調理員 令和3年1月29日(金)

■受付場所 別海町役場総務部総務課人事厚生担当
 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
 TEL0153-75-2111 (内線2114)

■提出書類 所定の申込書(履歴書)がありますので役場総務課にお問い合わせください。
 (ホームページからダウンロードも可能です。)

町ホームページ
 検索キーワード

職員採用情報



防災交通課から

新年の交通安全について

良による接触事故等の危険が増えます。シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛けましょう。

また、1月はお酒を飲む機会が増える時期です。車を運転する場合は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。または、お酒を飲まない方(ハンドルキーパー)を決め、送迎を依頼しましょう。

問合せ/防災・交通担当(内線2116・2117)

町民課から

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

2月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)をご用意ください。

なお、12月から3月までの冬期間は、凍結するため家庭廃水のくみ取りは行いません。

積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
 各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)

別海町ごみの減量化大作戦!

その57



「もえないごみ」の適切な分別をお願いします

ごみ処理場では、回収した「もえないごみ」を一つ一つ種類ごとに手作業で分別し、リサイクルしています。回収した「もえないごみ」の中には不適切に排出されたものが多く含まれており、分別やリサイクル作業に支障を来しています。また、危険物が入っていると、作業員がけがをする危険性があります。正しい分別のご協力をお願いします。

よくある「まちがい」の例

【プラスチック製の容器包装など】

「プラスチック製の容器包装」や「びん」「かん」「ペットボトル」は、専用の指定袋に入れて排出してください。食品が付着するなどし、汚れの取れない「プラスチック製の容器包装」は「もえるごみ」です。容器包装以外のプラスチック類は「もえないごみ」です。

【スプレー缶や乾電池、ライターなど】

スプレー缶、乾電池、蛍光灯、ライターなどは「危険ごみ」です。透明または半透明の袋に入れて「きけん」と書いて排出してください。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って排出される金属類、ガラス類、プラスチック製品などは「産業廃棄物」です。町では、収集や処理はしませんので、産業廃棄物処理業者に依頼してください。

適切な処理委託を行わず、産業廃棄物を一般廃棄物に混入させ、不正に排出することは、廃棄物の処理および清掃に関する法律で定める「不法投棄の禁止」に抵触し、罰則が適用される場合があります。

■産業廃棄物の例

| | |
|-----------|---|
| 畜産業、酪農業 等 | 搾乳器具、家畜用の注射器やカテーテル等の医療器具、薬品、薬剤の容器、ポリ袋、農ラップ、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、ガラスくず 等 |
| 漁業 等 | 漁網、救命胴衣、発泡スチロール、ポリ袋、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、ガラスくず、浮き玉 等 |



「もえないごみ」に該当するもの

家庭から出る「容器包装以外のプラスチック製品」「木製の製品」「ガラス類」「陶器類」「ゴム類」「金属類」などが「もえないごみ」に該当します。詳しくは「べつかいのごみ出し百科事典」や「ごみ出しポスター」をご確認ください。

荒天時のごみ収集について

大雪などの悪天候時は、事故防止のため、ごみを収集しません。ご理解とご協力をお願いします。収集を中止する場合は、町ホームページや町Twitterでお知らせします。

町ホームページ
検索キーワード

ごみの収集



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）